# 注意ください!架空・不当請求の横行

平成19年度に埼玉県内では、13,103件の架空・不当請求に関する相談がありました。相談件数は、 年度をピークに減少していますが、携帯電話での架空・不当請求は18年度の1.3倍に増えています。

また、弁護士名や公的機関に似た名称を用いた「不審な通知」は以前からありましたが、最近は「適格消 費者団体|を名乗り、消費者の味方であることを強調する悪質な手口が目立ちますので、注意が必要です。

### 相談事例

娘が携帯電話の無料動画サイ トを見ていて、画像をクリックし たら「詳しくはこちら」となり、 情報入力画面になった。携帯電話 番号や年齢などを入力した後、電 話発信画面になったので、クリッ クしたら「確認がとれました」と いう音声が流れて79,800円を請 求する画面になった。翌日電話が あり、「支払わなければ法的手段 をとる」と言われた。

(40歳代 女性)

「特定非営利活動法人 消費 者生活支援センター」という「適 格消費者団体」からハガキが届き、 「ご本人様からの御連絡をお願い 致します。」と書いてある。連絡 したほうがいいのか。

(50歳代 女性)

無料サイトを利用しただけであれば、支払う必要はありません。契約は、 当事者同士の合意があって初めて成立しますので、事例①のような相手方 -方的な主張だけでは契約は成立しておらず、支払義務が発生しません。 携帯電話番号やメールアドレスなどが知られていても、無視するか、毅然 とした対応をとることが大切です。また、安易に連絡先などを教えること のないよう注意しましょう。

最近では、事例②のように、「適格消費者団体」を名乗る団体が大量に八 ガキを送りつけているようです。ハガキに『当センターの名を語り金銭等 の請求をしている悪質なグループの被害が多発しておりますが当センタ-は一切の金銭請求など致しておりません。』などと記載され、『万が一身に 覚えがない場合早急に御連絡下さい。』とあっても、安易にハガキに記載さ れた電話番号に連絡しないでください。電話をすることで、言葉巧みに新 たな個人情報を聞き出されたり、何らかの名目で金銭を請求されたりする などの恐れがあります。

適格消費者団体は、消費者全体の利益を守るために、事業者の不当な行 為をやめさせる裁判を起こすことができる団体として、様々な適格要件を 満たした上で内閣総理大臣の認定を受けており、平成20年10月現在では次 の6団体のみがこの認定を受けています。

困ったときや不安に思 うことがあれば、お近 くの消費生活相談窓口 にご相談ください。

- ○特定非営利活動法人消費者機構日本
- ○特定非営利活動法人消費者支援機構関西
- ○社団法人全国消費生活相談員協会
- ○特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
- ○特定非営利活動法人消費者ネット広島
- ○特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット



問合せ/人権推進担当 **11** 991-1815

## 男女共同 参画社会づくりセミナー

11月12日(水)~25日(火)の「女性に対する暴力 をなくす運動 | 期間中、NPO法人親子サポートぽっ ぽの企画運営により、外前野記念会館(ハーモニ-にて「DVってなに?」のセミナーを開催しました。





18日(火)DVについての基礎知識を受講中





20日(木)ワークショップにより「DVかもと思ったとき」 何ができるか真剣に意見交換

## わが家のエンジェル

### My Sweet Faces!

このコーナーではお子さんの写真を紹介しています。

- ◆写真・住所・ご両親の氏名とお子さんの氏名 ( ふりがな )・生年 月日・電話番号・簡単なコメントを添えて、総務課 秘書広報担 当までお申込みください
- ◆応募多数の場合は、先着順に掲載します





森田真彩ちゃん [H20.4.15]

コメント

いつまでもステキな笑顔でいてね! 【裕士・美加子】 (松葉2丁目)



野 沢 奏 成くん [H19.11.14] 野 沢 悠 月くん [H17.10.11]

(コメント)

ママのいちばんのこいびとたち♡ 【慎太郎・智美】 (大字松伏)